

令和7年 滑川町農業委員会 第10回総会 議事録					
召集月日	令和7年10月16日(木)				
開会	令和7年10月24日(金) 午前9時25分				
閉会	令和7年10月24日(金) 午前10時00分				
議長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各委員出席状況					
農業委員(13名中13名出席、0名欠席)					
1	杉田京子	出席	8	齋藤哲男	出席
2	飯塚久雄	出席	9	能見義夫	出席
3	赤沼裕	出席	10	田幡只夫	出席
4	北堀高茂	出席	11	—	—
5	大嶋剛	出席	12	井上茂昭	出席
6	吉田利好	出席	13	吉田昇	出席
7	齋藤美津子	出席	14	贊田基司	出席
農地利用最適化推進委員(9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林隆	出席	伊古	瀬上勉	出席
上福田	小久保透	出席	中尾・水房	山下武	出席
山田	服部雅俊	出席	羽尾1	田島康男	出席
土塩	杉田照秋	出席	羽尾2	矢島一男	出席
和泉・菅田	鈴木康夫	出席			
参与者		書記	事務局		
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	1番	杉田京子	2番	飯塚久雄	

第 10 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 33 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 34 号	違反転用事案報告について

顛　　末

○開　会

事務局 皆さん、おはようございます。令和7年第10回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者はおりませんが、10月9日に○○○委員がお亡くなりになりましたので報告させていただきます。ご冥福をお祈りします。それでは最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

会長 令和7年10回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。このたび、○○○農業委員が10月9日にお亡くなりになりました。大変残念です。69歳という早い人生でしたが、生前中はいろいろお世話になりました。謹んでこの場を借りて、お悔やみ申し上げます。昨今、雪の便りも始まりまして、これから寒い時期が始まります。インフルエンザとも流行ってきているようですので、体調管理をしながら農作業や委員活動にご協力を願いいたします。11月には、研修会や農業祭等ございますが、ご協力よろしくお願ひいたします。本日提案された議案の慎重審議を皆様にお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、13名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和7年滑川町農業委員会第10回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、

農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長　日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長　異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号1番杉田京子委員、議席番号2番飯塚久雄委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長　日程第2議案第33号「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第33号「農地法第5条(知事)について」です。議案書2頁、図面は、議案第33号資料1-①から④になります。それでは説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畠、農業振興地域内の農地、382m²になります。農地の区分は、公共機関から×××m以内のため、第3種農地と判断いたします。譲渡人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、〇〇〇×××、□□□様、□□□様です。申請事由ですが、自己用住宅を建築する為、所有権を取得し、転用したいというものになります。なお、申請地について町農政部局より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長　ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

10番　4班班長10番田幡です。10月21日火曜日午前8時より、4班農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名の計6名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、担当であります赤沼

委員に説明をお願いします。

- 3 番 4班3番赤沼裕です。班長がおっしゃったとおり、10月21日火曜日に現地確認を行いました。土地の所在等については、先ほど事務局から説明のあった通りであります。申請地の位置は、〇〇〇入り口の〇〇〇のところを左折しまして、約×××mいったところを左に入って、約×××m先の左側にあります。申請の内容は所有権移転をして、畠を転用し、自己用住宅を建築したいというものです。申請の理由については、理由書に基づいて説明をいたします。私達は令和4年に結婚し現在は〇〇〇市大字〇〇〇にて借家住まいをしています。子供の成長とともに手狭になつたこと。借家住まいの家賃を払い続けることが無駄であることなどを考慮し、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画しました。私達は以前から緑豊かな自然環境を有した場所に建築したいと考えています。また、双方の両親の居住地で1時間以内であり、かつ、通勤時間も大幅に変わることのない範囲で土地を探しておりました。いくつか候補地がありましたが、なかなか条件に合う場所がなく困っていたところ、母より農地ではあるが叔父が所有している土地があることを聞きました。叔父に相談したところ、この土地を紹介してくれました。この土地は〇〇〇などの公共施設に近接しているとともに、〇〇〇などの施設や〇〇〇も徒歩圏内にあるなど、生活環境に優れている場所であると言えます。また、母の実家であり、叔父が近隣に居住しているため、安心して生活が送れると考えています。周辺は農地や緑が多く、希望していた田舎暮らしを送れることができると考えております。それからの候補地が〇〇〇市の〇〇〇、〇〇〇町〇〇〇、〇〇〇町大字〇〇〇の3ヶ所でしたが、いずれも購入条件に合っていないので除外したということです。理由書については以上になります。申請地は住宅が点在する集落の中にある休耕中の畠です。前面道路よりやや低いため、コンクリートブロックを設置して、盛土による造成工事が計画をされています。雨水は浸透枠、浸透トレーニングを設置し宅内処理とし、雑排水については合併浄化槽で処理し、

道路側溝に放流する計画になっています。それから住宅建築にかかる資金調達計画書や、開発行為等に関する申請書、道路側溝使用許可書、農地転用に係る隣接所有者の同意書も添付され確認をしております。理由書にもありますが、申請者の□□□さんは、自然豊かな生活環境の良い母親の実家の近くに住宅を建てることを希望しています。従いまして、本申請につきましては、特に問題はなく、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。申請地の周囲は畠となっており、保全管理はされていますが、農作物の作付けはされていません。申請地の裏側の畠は、譲渡人の畠となっています。南側の歩道挟んで畠となっています。申請地に隣接する北側も畠ですが、申請地は外周にブロックを設置いたしますので、土砂の流出等はないと思われます。また、同意書も提出されているので、特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 他にございますか。

(委員より意見無し)

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 33 号番号 1 については、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 33 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程 2 議案第 33 号は以上となります。

議 長 日程第 3 議案第 34 号、「違反転用事案報告について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第34号「違反転用事案報告について」です。資料については、議案第34号資料1-①から④になります。それでは説明いたします。違反者は、株式会社□□□、代表取締役□□□。○○○にあるとび工です。経緯としましては、令和6年12月16日付けで資材置場とするために5条の転用許可を得た大字○○○字○○○××番××他3筆の「工事等完了届」が提出されました。そのため、令和7年4月9日に現地確認を行ったところ、申請地と原野及び町道のおよそ874m²にわたり計画とは異なった盛土造成等が行われていたというものです。また、事前相談では、町道の付け替えは水利組合の合意が得られないから出来ないと□□□氏が言っており、事務局においても申請前に再三にわたりため池に影響がないよう盛土はしないようにとお話し、計画図にも「盛土切土なし」の一筆を入れていただいたにもかかわらず行ったという経緯があります。これは第51条1項第2号の「許可に付した条件に違反している者」に該当すると考えております。指導については、町道においては原状復帰、その他については、計画どおりに戻すという口頭指導を行い、その後指導書も送付し、電話での指導も繰り返し行なってきましたが是正計画等の回答もないまま現在に至ります。そこで県に資料1の違反転用事案報告書を送り次の段階に進もうと考えております。この報告書に皆様の意見が必要となりますので、御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら举手をお願いします。

9番 3班9番能見です。この案件は私達が調査して許可となつたものですが、盛土はしない、3段ブロックで沼にも水が流出しないように対処するという計画でしたので許可という形でやらせていただきました。けれども違反転用という事ですので、皆さんのご意見では正に向けて進めなければと思います。以上です。

議長 他にはござりますか。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。これは施工後になると思い

ますが、施工する日は、許可した側から追えないものでしょうか。施工後だとよくテレビなどでも放映されているような、逃げたものの勝ちみたいになると思います。他の例も含めて、施工を始めたときに管理ができないものなんでしょうか。

事務局 盛土については、1日、2日で一気に持ってきて終わりにしてしまうことが多いため止めることが難しい。また、役場職員のいない土日や夜中を狙って持ってきててしまう。運搬先からこれから町に土を持っていきますという報告もありませんので、止めることができないことがほとんどです。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。こういった案件の場合は、盛土関係だとか資材置場などの場合は、その申請会社の調査をすることは出来ないのでしょうか。

事務局 事務局においてもホームページ等を見て調査しており、この会社については公共工事に携わっていることがわかっておりまます。しかし、担当の方が盛土をしきりに気にしていたので、冒頭でも話しましたが事務局でも相談に来るたびに「盛土は駄目ですよ」という話は再三しております、申請に至ったわけです。また、許可を取ってから計画にない盛土を勝手にしてしまう会社も初めてであり、ありえないことです。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。罰則規定はありますか。

事務局 罰則規定はございますので法律に基づき、次の段階として県に違反報告書を提出し、段階的に勧告、公表など行っていただき是正するように努めていこうと考えております。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。農業委員会として厳しくしていかないと下に沼地があり、想定はできたものであり、他になにかできないものか。私もそういう相談受けている案件があるので、こういった場合はどうしたらいいのかというのが疑問に残るところではあります。

事務局 繰り返しになりますが、やったもの勝ちにはしたくないので、許可権者である県に指導していただいて、段階的に厳しくしていく。それから、許可申請時の意見をもっと厳しくという意見もあ

りましたが、農業委員会で厳しい意見を出していただいても結構ですが、県でも法に基づいて審査していくので法令に基づいていれば許可となってしまうと考えられます。しかし、要望として周辺に影響が出るとか、生態系に被害が出る等が想定される場合は厳しく意見を出していかなくてはと考えています。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。少し農地法は甘いのではないかと思う。宅地関係とかは厳しいが、盛土に関してはすごく甘いように見える。法律の抜け道も知っているのかもしれないですが、もやもやするというところではあります。ありがとうございました。

議長 他にはございますか。

6番 6番吉田です。まずは、これを計画どおりに戻せるのかが疑問です。また、計画どおりに戻すときに重機等が入るので沼にその土砂が入る可能性がある。それから水利組合の中で水質を測ってどういうもので汚れているとかもあるので、投書とかでもいいと思う。過去の盛土では、○○○の盛土などはそのままになっている。県に何回も言ったが対応してくれなかった。これを県にあげ、段階を踏んでもそのままになってしまう可能性がある。違法な埋め立ては、その段階の途中で会社をつぶして名前を変えてしまうので、是正では追えないと思います。しかし、株式会社□□□は公共事業をやっているようですので、信用もあるし、その点では県に報告を上げていけば、是正してくれる可能性はある。過去の事例においては、県では全然動いてくれなかつたが、農業委員会として水質が悪くなるとか、計画通りにやっていないから違反ですか、そういう意見を上げて段階を踏んで対応していった方がいいと思います。

事務局 水質についてですが、環境課で定期的に通常の水質検査をしていますが、これについては現状では問題がないということですが、現地を確認したところ、砂利の成分が沼に流れ込んでいる状況ですので、ため池に影響がでていると考えております。県への意見をまとめますと、ため池の部分に影響が出ないように是正を行う

という事がでているのですが他に意見はございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。要するに申請通りにやるという事でいいのではないか。申請通りで許可したのですから、申請通りにやってくださいで単純なことです。

議 長 他にはございますか。

(委員からの意見無し)

議 長 それではないようですので、この件については、許可時の土地利用計画図どおりに是正するというご意見がありましたが、それに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、許可時の土地利用計画図のとおりに是正することで、農業委員会の意見を決定し、埼玉県知事に違反転用事業報告書を提出します。以上で、日程第3は終了となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それは閉会にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(委員からの意義なしの意見あり)

議 長 異議なしと認めます。和7年滑川町農業委員会令第10回の総会は閉会することに決定いたします。ご協力ありがとうございました。どうもありがとうございました。

事務局 北堀会長議事進行お疲れ様でございました委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。それでは総会を終了させていただきますので、職務代理より閉会のご挨拶の方よろしくお願いします。

職務代理 やっと過ごしやすい季節になって安心しております。慎重審議ありがとうございました。以上を持ちまして、第10回総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和 7 年 11 月 26 日

議長 北堀高茂

署名委員 杉田京子

署名委員 飯塚久雄